

令和 5 年度
第 9 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 5 年12月 5 日開会

高松市農業委員会

令和5年度第9回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年12月5日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所11階 114会議室

出席委員 20人 （委員総数23人）

1番 三笠 輝彦（会長）
2番 真鍋 俊二
3番 佐竹 博巳
4番 佃 俊子
5番 太田 政美
6番 白井 一美
7番 瀧本 繁樹
9番 岩部 壽夫
10番 赤松 貞廣
11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
12番 真鍋 芳治
13番 藤田 邦夫
14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
15番 藤澤 鶴夫
17番 神高 賢二
18番 中田 茂富
19番 森 吉朝
20番 谷上 諭
21番 川原 勝
24番 奈良 稔

欠席委員 3人

16番 河田 薫
22番 橋田 行子
23番 谷本 寛昇

農業委員会事務局出席者

事務局 長	
兼 農 政 課 長	山上 浩平
農政課 長 補 佐	森 亮介
農 地 係 長	森 明雄
副 主 幹	古免 範彰
副 主 幹	田山 元太
主 任 主 事 員	多田 利浩
職	河合 良治

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 非農地証明願について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第12号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について

報 告 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

イ 農業委員等の欠員補充について

議 長(会長) ただ今から令和5年度第9回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は23人中20人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、16番河田委員、22番橋田委員、23番谷本委員の3名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び12番真鍋(芳治)委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。議案書1ページを御覧ください。

1番は、店舗・露天駐車場に転用するため、農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については4条許可申請1番、5条許可申請所有権3番のとおりです。

2番は、耕作のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、転用の予定のため残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は第三者に譲渡するため、合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については3条許可申請所有権12番のとおりです。

5番は、転用の予定のため農地法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番から9番は、第三者に譲渡するため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については3条許可申請所有権16番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページを御覧ください。

1番から10番、12番から15番及、及び18番は、第三者への貸借の予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

議案書4ページを御覧ください。

11番、16番は第三者への貸借の予定のため、返還を受けたものです。

17番は第三者に譲渡の予定のため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

議案書5ページを御覧ください。

19番は、転用の予定のため、返還を受けたものです。

20番、21番は、第三者への貸借の予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

22番から24番は、耕作目的のため返還を受けたものです。

25番は、第三者に譲渡するため、返還を受けたもので、所有権移転の内容については3条許可申請所有権10番のとおりです。

議案書6ページを御覧ください。

26番も第三者に譲渡するため、返還を受けたもので、所有権移転の内容については3条許可申請所有権11番のとおりです。

27番は、第三者に譲渡の予定のため返還を受けたものです。

28番、29番は、第三者が転用予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。

30番、31番も第三者が転用予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたものです。非農地証明願7番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について31件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、水路の改修工事に伴い、水路の一部として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

2番も、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、隣接する農地の農業用排水路が必要なことから転用申請するもので、転用理由と農地区分については適

当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和39年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在、申請人が相続をして、申請地隣接の住宅に居住しているが、住宅から市道への出入口が狭く、危険なことから、出入りが容易に行えるよう先代が申請地を造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が549.24平方メートルあります。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業機具等が増えたことや、家族が増え、自家用車も増えたことから先代が納屋及び車庫などを増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が620.74平方メートルあります。

5番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請人は申請地北側の隣接地で共同住宅を経営しており、居住者用の駐車場が不足していることから、露天駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が524.34平方メートルあります。

6番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、申請地を相続した際、既に先代が露天貸駐車場として造成していた為、露天貸駐車場用地として転用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、周辺は事業所が多く、駐車場も不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の宅地で農機具等の保管場所が手狭となっていることから、納屋用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成7年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成29年7月28日付けで露天資材置場用地として農地法第5条第1項の規定による許可申請をしていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1 番は、令和 2 年 6 月 18 日付けで、住宅 2 階建 9 棟の特定建築条件付売買予定地として転用許可を受けていましたが、景気の低迷等により 1 区画が売れておらず、引き続き販売努力を続けるため、工事完了日を令和 8 年 6 月 17 日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2 番は、平成 26 年 9 月 24 日付けで、住宅 2 階建 6 棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、平成 30 年 5 月 11 日付けで期間延長のため事業計画変更承認を受けていましたが、景気の低迷等により 1 区画が売れておらず、引き続き販売努力を続けるため、工事完了日を令和 7 年 6 月 15 日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

3 番も、平成 30 年 5 月 11 日付けで、住宅 2 階建 10 棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、景気の低迷等により 2 区画が売れておらず、引き続き販売努力を続けるため、工事完了日を令和 8 年 4 月 30 日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

4 番は、令和 3 年 11 月 30 日付けで住宅 2 階建 8 棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、顧客からの要望により、8 区画を 7 区画に変更し、住宅兼店舗として利用することから、令和 4 年 5 月 13 日付けで棟数の事業計画変更承認を受けていましたが、今回、隣接農地を区域拡張し、工事期間を令和 6 年 1 月 15 日から令和 9 年 1 月 14 日に変更するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。5 条許可申請所有権 23 番に関連しています。

5 番は、令和 4 年 6 月 8 日付けで、露天資材置場・貸資材置場用地として転用許可を受けていましたが、造成工事をするための建築残土が予定通り搬入されず、工事が遅れているため工事完了日を令和 7 年 11 月 3 日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

6 番は、令和 3 年 4 月 13 日付けで、露天車両置場用地として転用許可を受けていましたが、事業が軌道にのり、顧客からの注文が増え会社への来客も発生するため、接客をする事務所やトイレも必要となったことから、計画を見直し、事務所平屋建 1 棟を新たに加え、併せて工事完了日を令和 5 年 12 月 15 日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について 6 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変

更申請について御説明申しあげます。

1番、2番は、平成4年6月30日及び9月24日付けで、事務所・工場・駐車場・進入路用地として転用許可を受けていましたが、転用者の資金不足により転用事業の遂行が困難となっていたことから、今回、新たな承継者が事務所・作業場を建築するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。5条許可申請所有権19番に関連しています。

3番は、平成9年2月26日付けで、住宅・車庫用地として転用許可を受けていましたが、仕事の関係で当該地での居住予定が無くなったことにより、今後の転用事業の遂行が困難となっていたことから、承継者が引き続き農地として利用するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。3条許可申請所有権13番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題いたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の富本委員より報告をお願いいたします。

富本委員 調査委員の富本です。

今月の特別現地調査委員は、真鍋（芳治）委員と、私の2名で、12月4日月曜日に現地調査を実施しました。特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転8件、賃借権1件の計9件です。

なお、6番及び7番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきまして、所有権1番から5番までを私が、6番から8番、賃借権1番までを真鍋（芳治）委員から報告します。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明します。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松市立みんなの病院南200メートルに在り、経営を多角化しようと、賃貸共同住宅を建築経営し、事業収入を得るために転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地は東側及び南側が高松市道に面し、県道高松香川線やことでん琴平線の仏生山駅に近く、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設や医療施設が整備され、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

2番の申請地は、高松市立みんなの病院南500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して東側が高松市道に面し、国道193号線にも近く、交通の利便性も良く、周辺は、教育・商業・医療施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,687.66平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

3番の申請地は、高松市立古高松中学校南東800メートルに在り、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3ヶ月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は高松市道を挟み東西に分かれ、東側は県道高松志度線に面し、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業施設や医療施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路等が29.06平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

4番の申請地は、国立病院機構高松医療センター西160メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は南側が高松市道に面し、主要地方道塩江屋島西線に近く、交通の利便性が良く、周辺は、教育・商業・医療施設が整備され、分譲住宅や共同住宅等により宅地化が進んでいる、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路等が8.36平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

5番の申請地は、高松東インターチェンジ北東750メートルに在り、土木建築業を営む転用者が事業規模の拡大により建築資材の保管場所が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は中山間地域にあり、周辺に住宅が無いことから資材の搬入出に伴う騒音被害が発生せず、また、国道11号線に近く、交通の利便性が良く、事業の効率化・利便性が図られ適地であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

私の説明はここまでとし、6番からは、真鍋（芳治）委員が説明します。

真鍋(芳治)委員 現地調査員の真鍋です。

引き続き、5条特別議案書2ページを御覧ください。

6番の申請地は、高松市立円座小学校西800メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が高松市道に、西側が主要地方道円座香南線に面し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用水路等が41.10平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

7番の申請地は、高松檀紙インターチェンジ北西500メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は転用者が令和3年に開発着手した東側に隣接する公衆用道路を介して県道檀紙鶴市線に面し、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅により宅地化が進んでおり、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が618.81メートルあります。

完売未了の転用許可地内の既存開発道路を利用し、一体開発することから、5条許可後の事業計画変更4番と関連しています。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

8番の申請地は、高松市弦打小学校北500メートルに在り、建築基準法の扱いにより、住宅が2戸以上で、共用部が無く、直接出入りできる長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が市道に面し、県道檀紙鶴市線に近く、交通の利便性が良く、北側一体は、都市計画用途地域

で、公共下水の利用も可能で、事業効率が良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

続きまして賃借権について、御説明申しあげます。

5条特別議案書3ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市西部運動センター南300メートルに在り、土地建物の賃貸等の事業を展開している転用者が、コンビニエンスストアを展開している法人に賃貸するための貸店舗・露天貸駐車場として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は南側が国道11号線に、西側が県道国分寺太田上町線に面し、入店し易い位置にあり、利用が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。併用する原野が52.00平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題ありませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案9件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山副主幹 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、サッシの製造販売業を営む法人が道路の拡幅を行うため、道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の申請者は、銀行業を営んでおり、新たに顧客確保をするため、新たに店舗、露天駐車場用地をとして転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道が31.92平方メートルあります。18条6項通知1番と関連しています。

4番は、自動車販売業、不動産等業を営む法人が、業績が伸びており、さらなる事業拡大のため新たな車両展示場が必要となったので、露天車両展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、交通のアクセスが良く、関連会社とも近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番、6番は、特別議案です。

議案書13ページを御覧ください。

7番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、不動産業を営む法人が共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます

10番は、賃貸共同住宅経営を行い安定した所得を得たいと考え、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接する農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が388.95平方メートルあります。

11番、12番は、特別議案です。

議案書14ページを御覧ください。

13番の申請者は、新築時にブロック塀を建築したが、申請地に誤って越境しており、宅地拡張用地をとして転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成18年3月に建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が196.87平方メートルあります

14番は、不動産業等を営む法人が、自然や瀬戸内海を満喫できる申請地で、コテージ用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松牟礼線に近く、交通のアクセスが良く、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が229.66平方メートルあります。

15番は、宅地への進入路に使用するため、申請地を進入路として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農地及び宅地への進入路として利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が831.00平方メートルあります。

16番は、特別議案です。

17番は、土木工事業等を営む法人が、事業拡大のため新たな資材置場が必要となったので、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、交通のアクセスが良く、事務所からも近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和58年に一部建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が298.42平方メートルあります。

18番は、土木建築工事業、不動産業等を営む法人が、事業拡大のため新たな資材置場が必要となったので、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、交通のアクセスが良く、関連法人の所有する分譲地の近くで、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

19番は、産業廃棄物収集運搬業等を営む法人が、業績が伸び、現在の事務所等が手狭となり、新たな事務所、作業場が必要となったので、事務所・作業場・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、交通のアクセスが良く、収集現場からも近く作業がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3,862.00平方メートルあり、5条許可後の継承を伴う事業計画変更申請1番、2番と関連しています。

20番の申請者は宗教法人で、参拝者の駐車場が不足しているため路上駐車等により周辺に迷惑をかけていたため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、交通のアクセスが良く、本殿からも近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、現在借家住まいであるが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が進入路と介して市道に接し、実家に隣接しており、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書15ページを御覧ください。

22番から24番は、特別議案です。

25番は、クレーン建設業を営む申請人が、事業効率改善のため住居の近くで駐車場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、交通のアクセスが良く、自宅兼事務所からも近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26番の申請者は、産業廃棄物処理業を営む法人で、事業拡大のため、草木の粉碎屑を一時的に保管する施設が必要となったため、新たな産業廃棄物処理施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が併用地を介し市道に接し、交通のアクセスが良く、既存の施設とも隣接し、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年に一部造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が23,224.00平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書16ページを御覧ください。

1番は、歯科技工所の経営を開始するにあたり、新たに歯科技工所・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が675.31平方メートルあります。

2番は、特別議案です。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

1番は、現在の住まいが、姉家族が住むこととなったため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が230.66平方メートルありま

す。

2番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権18件、賃借権1件、使用貸借3件、計22件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書18ページを御覧ください。

本件は、令和5年9月12付けで農地法第3条第1項の規定による所有権の許可を受けていましたが、譲渡人が農地として利用する事になったため、3条許可の取消願があったものです。

以上、議案第8号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の所有権移転について御説明申しあげます。

議案書19ページを御覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「地域との調和要件」は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は、柑橘類等を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

3番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

4番、5番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はともに水稻を作付けするものです。

6番、7番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、ともに水稻を作付けするものです。

8番から11番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はそれぞれ野菜、果樹、水稻の作付け行うものです。なお、10番は使用貸借返還通知25番に、11番は使用貸借返還通知26番にそれぞれ関連しています。

議案書20ページを御覧ください。

12番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、かんきつ類を栽培するものです。農地法第18条6項通知4番に関連しています。

13番は贈与により、後継者が受贈するもので、取得後は、果樹を栽培するものです。農地法第5条許可後の承継を伴う事業計画変更3番に関連しています。

14番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

15番、17番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

16番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、米、麦を作付けするものです。農地法第18条6項通知6番から9番に関連しています。

18番は、譲受人が、小作地を取得するもので、取得後は引き続き、みかんを栽培するものです。
議案書21ページを御覧ください。

19番、20番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、それぞれみかん、野菜を栽培するものです。

21番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

22番から24番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、それぞれ水稻、野菜等を栽培するものです。

以上、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転24件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

古免副主幹 議案第10号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書23ページを御覧ください。

1番は、令和5年11月から納屋として、また、2番、6番、7番は、それぞれ農道として、3番、4番は昭和50年4月より水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

また、5番は、平成5年頃から20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

なお、7番は使用貸借返還通知30番、31番に関連しています。

以上、議案第10号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 非農地証明願については非農地相当

として証明することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農政課長補佐 議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するに当たって、令和5年11月24日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。

なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、右上のとおり令和5年12月28日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

変更の主な理由としては、機構を通じて集積していた、下田井町などの農地63筆、計8万3千240平方メートル（番号1～63）について、その担い手が病気になったため、今回、地元の認定農業者など他の担い手がその農地を引き受けることから、貸付先を変更するものです。

以上、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上事務局長 議案第12号「高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について」御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

先週水曜日の11月29日に、第3地区の農地利用最適化推進委員の山田憲一様が三笠会長に辞任届を提出されました。

この取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第23条で、「推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とされておりますこ

とから、今回、お諮りするものですが、この辞任届が提出された経緯・理由が農業委員欠員補充と密接に関連しますので、それから御説明いたします。

先月27日に第3地区部会が開催されまして、森口農業委員の御逝去に伴い欠員となっている農業委員1人について補充したいという意向が示されました。ここで、農業委員会等に関する法律第18条第5項において、「農地利用最適化推進委員は、農業委員と兼務できない。」と定められております。そこで、山田様は、現在、第3地区の川添で農地利用最適化推進委員を務められておりますが、農業委員の候補者となる前段（準備）として、この辞任届を提出されたものでございます。

以上のような状況を踏まえ、議案第12号として、山田様の農地利用最適化推進委員の辞任をお諮りする次第でございます。

なお、この議案が承認されますと、今度は川添の農地利用最適化推進委員が1名欠員となりますが、農地利用最適化推進委員も第3地区部会で、欠員を補充したいとの意向を示されておりますので申し添えておきます。

以上、議案第12号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号に係る意見については、原案のとおり異議ない旨決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第12号は、御異議がないようでありますので、議案第12号は原案のとおり異議ない旨決定いたしました。

続きまして、報告案件であります。

報告事項 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。お手元の資料3を御覧ください。

令和5年11月3日から令和5年11月28日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、10月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、11月議決分といたしまして5件、5条が15件、合計で4条が5件、5条が24件です。

許可保留件数につきましては、10月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、11月議決分といたしまして4条が4件、5条が27件、合計で4条が4件、5条が34件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について、御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。表の右端の欄に記載のありますとおり、農振除外により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

次に5条関係です。令和5年7月議決分の【所有権】 18番、24番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。次に、令和5年8月議決分の【所有権】 10番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、開発許可により、許可保留となっております。次に、令和5年9月議決分の【所有権】 4番、16番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認未了、法定外占用、により、許可保留となっております。令和5年10月議決分の【所有権】 8番、12番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ法定外占用、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

令和5年11月議決分の【所有権】 2番から4番、6番から8番、11番から15番、18番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ道路工事承認未了、農振除外、法定外占用、開発許可により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく、11月議決分の【所有権】 19番から21番、23番、24番、26番、29番、33番から35番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、それぞれ農振除外、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく、11月議決分の【賃借権】 1番、2番、【使用貸借権】 1番、2番、4番が、表の右端の欄に記載のありますとおり、農振除外、開発許可により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、続きまして、報告事項イ 農業委員等の欠員補充について、事務局の説明を求めます。

山上事務局長 報告案件イ「農業委員等の欠員補充について」でございますが、先月27日に第3地区部会が開催され、森口農業委員、地区部会長の御逝去を受けて、その後任に瀧本委員が新たな地区部会長に選任されましたことを、まず御報告申しあげます。また、その席上で、欠員となった農業委員1人の今後の対応について協議が行われ、欠員を補充したいとの意向が示されました。併せて、先ほど議案第12号で議決いただき、山田憲一農地利用最適化推進委員の辞任に同意をいただきましたが、その場合には、農地利用最適化推進委員につきましても、その欠員を補充したいという意向を示されておりますので、事務局において、農業委員と農地利用最適化推進委員の選任手続を進めてまいりたいと存じます。

今後のスケジュールといたしましては、年明け1月中に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦手続と併せて、公募を行い、2月上旬に候補者評価委員会を開催し、それぞれの候補者を内定した上で、農業委員については、任命に係る議案を3月定例市議会に市長が上程し、その議決後に市長が任命を行う予定であります。また、農地利用最適化推進委員につきましても、農業委員の任命手続に併せて、3月の定例総会で議決をいただいた上で、その下旬に三笠会長が委

囑を行う予定で進めてまいりたいと存じておりますので御承知おきくださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか——御発言がないようでありますので、本件については、了とすることに決定いたします。これにて、令和5年度第9回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時45分 閉会